



平成 25 年 9 月 24 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 稲 葉 製 作 所
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 稲 葉 明
(コード番号 3421 東証第一部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 多 田 一 志
(電 話 番 号 03-3759-5201)

自己株式の処分及び株式の売出しに関するお知らせ

当社は、平成 25 年 9 月 24 日開催の取締役会において、以下のとおり、自己株式の処分及び当社株式の売出しを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

【本自己株式の処分及び株式売出しの目的】

当社は、昭和 15 年にプレス加工メーカーとして創業して以来、オフィス家具、物置に事業領域を拡大し、「独自性のある高品質な製品をお客様にお届けすること」という企業理念のもとに、新技術・新製品の開発に努め、オフィス家具・物置の分野で多彩な製品を提供しております。

オフィス家具部門では、ユーザーの使いやすさを徹底的に追及し、現在では常識となっている「ノックダウン方式」を業界で初めて採用するなど新しいオフィス家具の開発に注力し、デスク、チェアやパーティションなどを含めたオフィス空間のトータルプロデュースを手掛けております。物置部門においては、イナバ物置の生産開始以降、「やっぱりイナバ、100 人乗っても大丈夫」の CM での高い認知度に加え、消費者の立場に立って組み立てやすく高品質な物置づくりを心掛けてきた結果、鋼製物置において国内トップシェアを獲得するに至りました。加えて、物置で培ったノウハウを生かしてガレージや自転車置き場などエクステリア分野で製品領域を拡大し、近年ではより大型の製品ラインナップの拡充に注力するなど、快適な住環境からパブリックスペースまで様々なニーズに対応する独創的な製品を提供しております。

また、営業面では、地域の代理店網を活用した地域密着型の営業活動を重視し、消費者の声やマーケットデータをリアルタイムに技術開発や製造部門に伝えることで先進性のある商品開発につなげ、ユーザーの信頼を獲得しております。合わせて、全国 20 カ所の物流拠点を営業部門が統括することで正確な配送と納期の短縮化を実現し、より付加価値の高い物流を目指しています。また、製造面においては「製品の 90%強が自社による一貫生産」という自社生産比率の高さを強みとし、加工専用機械や金型製作、ライン編成、塗装設備等も自社で設計・製作し技術を社内に蓄積することで、コスト競争力と高品質生産の両立を実現しています。

今般、自己株式の処分によって得られる手取金については、製造販売に関する新たな基幹システム構築資金に充当することにより、業務フローの革新、原価管理などの管理データの充実・精緻化による製造・販売

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

体制の効率化を実現します。加えて、新配送センターの建設資金に充当することで、営業体制の強化と配送業務の一層の効率化・納期の短縮化を図ります。これにより、当社の強みである製造体制と営業体制の更なる強化を図ることで収益基盤を拡充し、株主価値の向上に努めてまいります。また、自己株式の処分と合わせて当社株主を売出人とする株式売出しを実施し、投資家層の拡大と流動性の向上を図ってまいります。

1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 400,000株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成25年10月2日（水）から平成25年10月7日（月）までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 募集方法 一般募集とし、SMBC日興証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定する。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 払込期日 平成25年10月9日（水）から平成25年10月15日（火）までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (7) 受渡期日 上記払込期日の翌営業日
- (8) 申込証拠金 1株につき処分価格と同一の金額
- (9) 申込株数単位 100株
- (10) 払込金額、処分価格（募集価格）、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 稲葉 明に一任する。
- (11) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- | | | |
|--|--|----------------------------------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 800,000株 |
| (2) 売出人及び
売出株式数 | 株式会社イナバホールディングス
株式会社共進
瀬間 照次 | 350,000株
300,000株
150,000株 |
| (3) 売出価格 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。 | |
| (4) 売出方法 | 引受人の買取引受けによる売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。 | |
| (5) 申込期間 | 一般募集における申込期間と同一とする。 | |
| (6) 受渡期日 | 一般募集における受渡期日と同一とする。 | |
| (7) 申込証拠金 | 1株につき売出価格と同一金額とする。 | |
| (8) 申込株数単位 | 100株 | |
| (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 稲葉 明に一任する。 | | |
| (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | | |

3. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】1.をご参照）

- | | |
|----------------|--|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 180,000株 |
| | なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況により減少する場合、又は本売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定する。 |
| (2) 売出人 | SMB C日興証券株式会社 |
| (3) 売出価格 | 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。） |
| (4) 売出方法 | 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況を勘案し、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が当社株主である株式会社イナバホールディングス（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。 |
| (5) 申込期間 | 一般募集における申込期間と同一とする。 |
| (6) 受渡期日 | 一般募集における受渡期日と同一とする。 |
| (7) 申込証拠金 | 1株につき売出価格と同一金額とする。 |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 稲葉 明に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による自己株式の処分（本第三者割当による自己株式の処分）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 180,000 株
- (2) 払込金額 一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 割当先及び
割当株式数 SMB C日興証券株式会社 180,000 株
- (4) 申込期日 平成25年11月6日（水）から平成25年11月12日（火）までの間のいずれかの日。ただし、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の2営業日後の日とする。
- (5) 払込期日 平成25年11月7日（木）から平成25年11月13日（水）までの間のいずれかの日。ただし、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の3営業日後の日とする。
- (6) 申込株数単位 100株
- (7) 払込金額、その他本第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 稲葉 明に一任する。
- (8) 上記(4)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、処分を打ち切るものとする。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況を勘案し、180,000株を上限として、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社は、SMBC日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、本第三者割当による自己株式の処分の割当を受ける権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）を行使期限として付与します。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日からグリーンシュエーションの行使期限までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMBC日興証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引により買付けた株式数及び安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合における当該株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使し本第三者割当による自己株式の処分の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当による自己株式の処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当による自己株式の処分における最終的な処分株式数が減少する場合、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

SMBC日興証券株式会社が本第三者割当による自己株式の処分の割当に応じる場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、処分価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMBC日興証券株式会社はグリーンシュエーションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当による自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

- ① 処分価格等決定日が平成 25 年 10 月 2 日 (水) の場合、「平成 25 年 10 月 5 日 (土) から平成 25 年 11 月 1 日 (金) までの間」
- ② 処分価格等決定日が平成 25 年 10 月 3 日 (木) の場合、「平成 25 年 10 月 8 日 (火) から平成 25 年 11 月 6 日 (水) までの間」
- ③ 処分価格等決定日が平成 25 年 10 月 4 日 (金) の場合、「平成 25 年 10 月 9 日 (水) から平成 25 年 11 月 7 日 (木) までの間」
- ④ 処分価格等決定日が平成 25 年 10 月 7 日 (月) の場合、「平成 25 年 10 月 10 日 (木) から平成 25 年 11 月 8 日 (金) までの間」となります。

2. 今回の自己株式の処分による自己株式の推移

(1) 現在の自己株式数	939,814 株	(平成 25 年 8 月 31 日現在)
(2) 一般募集による処分株式数	400,000 株	
(3) 一般募集後の自己株式数	539,814 株	
(4) 第三者割当による処分株式数	180,000 株	(注)
(5) 第三者割当後の自己株式数	359,814 株	(注)

(注) 上記(4)及び(5)は前記【ご参考】 1. に記載のとおり変更する可能性があります。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本第三者割当による自己株式の処分の手取概算額合計上限 789,733,000 円について、当社製造販売に係る新基幹システムの構築資金に平成 28 年 7 月末までに 326,000,000 円 (平成 26 年 7 月末までに 106,000,000 円、平成 27 年 7 月末までに 198,000,000 円、平成 28 年 7 月末までに 22,000,000 円)、当社神奈川営業所及び神奈川配送センター建設への設備投資資金に平成 26 年 4 月末までに 284,000,000 円を充当し、残額が生じた場合には、平成 27 年 7 月末までに当社の既存設備の更新の費用に充当する予定であります。

なお、設備計画の内容については、平成 25 年 9 月 24 日現在 (ただし、投資予定金額の既支払額については平成 25 年 7 月 31 日現在)、以下のとおりとなっております。

会社名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額	既支払額		着手	完了	
当社 神奈川営業所及 び神奈川配送セ ンター	神奈川県 藤沢市	鋼製物置 オフィス家具	販売・物流設備	928	644	自己資金及び 自己株式の処分 資金	平成 24 年 9 月	平成 25 年 9 月	(注 1)

- (注) 1. 主に配送業務の効率化・合理化投資のため、完成による生産能力の増加はありません。
2. 当該設備の新設に伴って、旧神奈川営業所及び旧大和配送センターは廃止致します。
3. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分 (作成された場合) をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金により、今後の製造体制と営業体制の更なる強化を図ることで中長期的な収益性の向上につながるものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主各位に対する利益還元は経営の重要な政策のひとつとして位置づけております。会社の競争力の維持強化と将来の経営効率を高めるための設備投資に備えるために内部留保を充実させ、その経営資源を有効に活用した積極的な事業展開により企業収益力を高め、株主各位に対し業績に応じた配当の実現と安定的な配当の継続を配当政策の基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、長期展望に立って企業体質の強化並びに設備投資等、将来の事業展開に役立てるよう充当していく予定であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成23年7月期	平成24年7月期	平成25年7月期
1株当たり連結当期純利益	10.29円	19.59円	75.18円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	16.00円 (8.00円)	16.00円 (8.00円)	18.00円 (8.00円)
実績連結配当性向	155.5%	81.7%	23.9%
自己資本連結当期純利益率	0.6%	1.0%	3.9%
連結純資産配当率	0.9%	0.9%	0.9%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（連結純資産額合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 平成25年7月期の数値は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされていません。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年7月期	平成24年7月期	平成25年7月期	平成26年7月期
始 値	880 円	860 円	996 円	1,420 円
高 値	1,001 円	1,118 円	1,750 円	1,563 円
安 値	650 円	788 円	950 円	1,291 円
終 値	868 円	1,001 円	1,435 円	1,407 円
株価収益率	84.35 倍	51.10 倍	19.09 倍	－倍

(注) 1. 株価は、株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 平成26年7月期の株価等については、平成25年9月20日（金）現在で記載しております。

3. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益（平成25年7月期の数値は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされていません。）で除した数値です。また、平成26年7月期については未確定のため記載しておりません。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関し、売出人である株式会社イナバホールディングス、株式会社共進、瀬間照次は、SMBC日興証券株式会社に対して、処分価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡り日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、処分価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当による自己株式の処分並びに株式分割及びストックオプション等に関わる発行若しくは交付を除く。）を行わない旨を合意しております。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

なお、上記の場合において、SMB C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はそのロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。